

自主的避難等対象区域（いわき市）に本店を有し冷凍食品の卸売業を営む申立会社の、主に相双地区の取引先に関する営業損害（間接損害）について、同地区が原発事故による避難指示等対象区域となり、取引先の避難により売上げが減少したなどの事情を考慮して、平成26年8月分から平成30年3月分まで、原発事故の影響割合を5割として賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 1 損害項目

営業損害（逸失利益）

#### 2 期間

自 平成26年8月1日 至 平成30年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金652万791円の支払義務があることを認める。

### 第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項の損害に対する賠償として金182万7079円を支払い済みであることを確認する。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し別途請求しない。

### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人

が署名（記名）押印の上、各自 1 通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 3 年 1 2 月 6 日

（仲介委員 熊谷 光喜）